## 議案第19号

亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

亀山市道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年2月27日提出

亀山市長 櫻井 義 之

## 別 紙

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

## 提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

## 亀山市条例第 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

亀山市道路占用料徴収条例 (平成17年亀山市条例第132号) の一部を次のように改正する。

別表令第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

	占用面積1平方		
令第7条第2号に掲げる工作物	メートルにつき	1,	0 0 0
	1 年		

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる 工事用材料の項及び令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第 5号に掲げる施設の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、 「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条 第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表令第7 条第7号に掲げる施設並びに同条第8号イに掲げる施設及び自動車 駐車場の項中「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8 号イ」を「同条第10号イ」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。